

東京家政大学・東京家政大学短期大学部動物実験規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下、「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下、「飼養保管基準」という。）、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号。以下、「基本指針」という。）に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年6月日本学術会議作成。以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、東京家政大学及び東京家政大学短期大学部（以下、「本学」という。）において動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（Refinement：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「動物実験等」とは、本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- （2）「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- （3）「実験室」とは、実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- （4）「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- （5）「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- （6）「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- （7）「管理者等」とは、学長、第6条に規定する管理者、第7条に規定する実験動物管理者、第9条に規定する動物実験実施者及び第10条に規定する飼養者をいう。

（適用範囲）

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第2章 管理体制

（学長の責務）

第5条 学長は、本学における適正な動物実験の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、統轄する。

2 学長は、次の各号に掲げる責務を負う。

- （1）飼養保管施設の整備
- （2）動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- （3）前号の結果に基づく改善措置
- （4）飼養保管施設及び実験室の承認
- （5）動物実験等に係る安全管理
- （6）教育訓練の実施
- （7）自己点検・評価及び情報公開等の実施
- （8）その他、動物実験等の適正な実施に必要な措置

（管理者）

第6条 本学に、学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者として、管理者を置く。

2 管理者は、第8条に規定する動物実験責任者が所属する部局の長を持ってあてゐる。

（実験動物管理者）

第7条 本学に、実験動物に関する知識及び経験を有し、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者として、実験動物管理者を置く。

2 実験動物管理者は、学長が任命する。

（動物実験実施者）

第8条 動物実験等を実施する者（以下、「動物実験実施者」という。）は、動物実験等の計画及び実施に当たっては、動物実験責任者の指示に従わなければならない。

2 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等及びこの規程に則するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

（1）適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

（2）動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の選択

（3）安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

（4）物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

（5）実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

（6）侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（動物実験責任者）

第9条 動物実験等を実施しようとするときは、その計画ごとに、当該動物実験実施者の中から動物実験責任者を定めなければならない。

2 動物実験責任者は、個々の実験計画の遂行について責任を負うとともに、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

（1）実験の計画及び実施に際して、法令等及びこの規程を遵守し、実験動物管理者との緊密な連絡の下に、動物実験等の実施に関する業務を統括し、実験の適切な管理及び監督を行うこと。

（2）実験の実施又は承認された計画の変更をしようとするときは、あらかじめ第16条に規定する申請を行うこと。

（3）動物実験実施者に対して必要な教育訓練を行うこと。

（4）その他実験の安全確保に関して必要な事項を実施すること。

3 動物実験責任者は、実施した実験の内容等を記録するものとする。

（飼養者）

第10条 本学において、実験動物の飼養又は保管に従事する者を飼養者という。

2 飼養者は、法令等及びこの規程を遵守し、実験動物管理者又は動物実験実施者の指示に従わなければならない。

（委員会の設置）

第11条 本学に、動物実験等の安全かつ適切な実施を確保するため、東京家政大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第12条 委員会は、学長の諮問を受け、次の事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言するものとする。

（1）動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規程に適合していることの審査

（2）動物実験計画の実施状況及び結果に関すること

（3）施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること

（4）動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること

（5）自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること

（6）その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること

2 委員会は、東京家政大学・東京家政大学短期大学部遺伝子組換え実験安全委員会（以下、「遺伝子組換え実験安全委員会」という。）の審査対象となる実験動物に関わる事項については、必要に応じて遺伝子組換え実験安全委員会と協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。

（委員会の構成）

第13条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長のうちから学長が指名する者 1名
- (2) 実験動物管理者
- (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (4) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (5) 前2号のほか、学識経験を有する者 若干名
- (6) その他、委員会又は学長が必要と認め、学長が任命する者

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第1号の委員は、原則として、動物実験責任者が所属する部局の長とする。

4 委員長は、第1項第1号の委員をもってあてる。

5 委員長に事故等がある場合は、委員長が指名する者がその職務を代行する。

6 委員長が必要と認めるときは、委員長の任命により、臨時委員を加えることができる。その任期は、当該事項に関する審議が終了したときまでとする。

7 委員会は、必要に応じて、管理者及び動物実験責任者に対し、実験の安全管理に関する事項について報告を求めることができる。

8 委員会の事務は、教育支援センター教育・研究支援課において処理する。

(委員の任期)

第14条 委員長を除く委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、審査委員会が指名し、学長が任命することにより委員を補充する。ただし、後任者の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(委員会の議決)

第15条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席が無ければ、開催することができない。

3 議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。

第3章 実験計画の審査

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第16条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとするときは、取得されるデータの信頼性を確保する観点から次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の計画書等を学長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様に変更申請の承認を得なければならない。

(委員会による審査)

第17条 委員会は、前条の申請に関して学長からの付議を受けたときは、法令及びこの規程に対する適合性を基準として審査するものとする。

2 前項に定める審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

3 委員長は、審査後速やかに、審査結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の結果を踏まえて当該実験の承認又は非承認を決定し、その結果を、委員会を経て動物実験責任者に通知するものとする。

5 承認以外の判定の場合は、結果の通知の際に、その理由を付すものとする。

(研究終了等の報告)

第18条 動物実験責任者は、承認された研究の実施期間が終了したときは、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について、委員会及び学長に報告しなければならない。研究期間の終了前に研究を中止したときも同様とする。

2 学長は、前項の報告を受け必要と判断した場合は、委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

第4章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第19条 管理者は、飼養保管施設を設置、変更又は更新する場合には、所定の申請書を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について管理者・実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第20条 飼養保管施設は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- （1）適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- （2）実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養又は保管する数に応じた飼育設備を有すること。
- （3）床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- （4）実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- （5）臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- （6）実験動物管理者を配置すること。

（実験室の設置）

第21条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48 時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。

（実験室の要件）

第22条 実験室は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- （1）実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- （2）排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- （3）つねに清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第23条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うものとする。

（施設等の廃止）

第24条 学長は、管理者より届け出された所定の「施設等廃止届」に基づき、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認するものとする。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアルの作成と周知）

第25条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させるものとする。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第27条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水等の飼育管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。

（健康管理）

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

（異種又は複数動物の飼育）

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

（記録の保存及び報告）

第31条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

（譲渡等の際の情報提供）

第32条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

（輸送）

第33条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

（危害防止）

第34条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物由来の感染症及びアレルギー疾患等並びに実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。
- 6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第35条 動物実験実施中において地震、火災の発生、その他緊急事態の発生を認めた者は、学校法人渡辺学園消防計画に則り、財務部管財課又は総務部総務課にその旨を通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた財務部管財課又は総務部総務課は、ただちに教育支援センター教育・研究支援課に通報するとともに、災害拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 教育支援センター教育・研究支援課は、前項の通報を受けた場合、速やかに委員長、学長に報告するとともに、必要に応じ関係機関へも報告しなければならない。
- 4 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 5 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

（人と動物の共通感染症の対応）

第36条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第7章 雑則

（教育訓練）

第37条 委員会は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させるものとする。

（1）動物実験等に関する法令、指針等、本学の定める規程等

（2）動物実験等の方法に関する基本的事項

（3）実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項

（4）安全確保、安全管理に関する事項

（5）人と動物の共通感染症に関する事項

（6）その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

3 委員会は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めるものとする。

（自己点検・評価）

第38条 学長は、委員会に、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的を実施するものとする。

（情報公開）

第39条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表すること。

（実験動物以外の動物の使用）

第40条 実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めるものとする。

（事務）

第41条 この規程に関する事務は、教育支援センター教育・研究支援課が行う。

（補則）

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第43条 この規程の改廃は、教授会の審議を経た後、学長の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

この規程の施行前に承認された研究の取扱いについては、原則として、従前の例による。

この規程の施行により、動物実験委員会規程は廃止する。